

# 一般社団法人 フリースクール愛媛 会員規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人フリースクール愛媛(以下「本法人」という。)の会員の入会及び退会に関する事項並びにその他必要な事項を定める。

## (入会)

第2条 本法人の目的及び事業に賛同して会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。なお、会員は1名、1口とするが、同一会員が会員口数を複数口有することを妨げない。

## (会員の権利等)

第3条 会員は、次に定めるものを無償で取得できる権利を有する。なお、これらの権利は、会員口数を単位として受けることができる。

個人会員	法人会員
●家族1人までフリースクール「エリート」へ6期分無料で登校できる	●従業員の子ども3人までフリースクール「エリート」へ6期分無料で登校できる
●会員同士のオンラインコミュニティに参加できる	●半年に一回法人会報を受け取れる
●半年に一回法人会報を受け取れる	

## (入会条件)

第4条 個人会員は、以下の条件を満たした場合、入会を許可される。

- ・過去3ヶ月、欠席数10日未満
- ・現在所属の学校へ3ヶ月以上の出席
- ・半年間の会員費の納入

## (会員の義務)

第5条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、この規程のほか、定款、会員倫理規程及び理事会の定めるその他の規程・規則または法令を遵守しなければならない。
- 3 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに本会へ届け出なければならない。

## (退会)

第6条 会員は所定の退会届に理由を付して会長あてに提出することにより、退会を申し出ることができる。退会が効力を有するためには、当法人に対する全ての債務の弁済が終了していることを当法人の理事会が確認することを条件とする。

2 前項の場合既納の入会金、会費及びその他抛出金品は理由の如何を問わず、これを返還しない。

(除名)

第7条 社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑則)

第9条 本規程に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、別に理事会において定める。

附則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。